

市道路線の認定（変更）に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第9条に基づき、次のように市道の路線を認定（変更）する。その関係図面は、恵庭市建設部管理課において、令和7年1月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年12月16日

恵庭市長 原 田 裕 

市 道 変 更 路 線

路線番号	旧 新 別	路 線 名	起点終点	重要な経過地
4 5	旧	島松駅沿線	島松仲町 2 丁目 1 番 1 号	
			島松本町 1 丁目 1 番 1 6 号	
	新		島松仲町 2 丁目 1 番 1 号	
			島松仲町 1 丁目 1 番	
1 0 1	旧	南 1 1 号線	林田 9 8 番 1	
			穂栄 1 番 4	
	新		林田 9 8 番 1	
			穂栄 1 番 4	

路線図（変更）

45 島松駅沿線（変更前）
総延長 L = 386.60m

島松駅

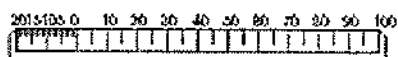
45 島松駅沿線（変更後）
総延長 L = 173.99m

道道島松停車場線

道道江内線

凡 例	
変更前	起点 → 終点
変更後	起点 → 終点

縮尺 1 : 2500



路線図（変更）



島松川

西8北線

101 南 11 号線（変更前）
総延長 L = 3,334.60m

漁川沿線

南 10 号線

101 南 11 号線（変更後）
総延長 L = 3,308.60m

南 12 号線

凡 例	
変 更 認 定	変更前 起点 ● 終点
	変更後 起点 ● ————— 終点

縮尺 1 : 20000

